

農村問題

衆議院に於ける食糧政策及小作保護に關する建議書

一月三十日土井權太氏等は左の如き建議案を衆議院へ提出した。同案は直に九名の委員に附託された。

- 一、政府に於て養糧政策として米麥改穫後に於ける減損防止の方法を講ずべし。
- 二、更に米麥收穫後に於ける減損防止獎勵及小農轉業防止の方法を講ずべし。

土井氏の建議案説明中には次の二節があつた。

茲に注意すべきは地主對小作人の關係である。米の調査を施行すれば善良なる米を地主は得て米價は高くなる。即ち地主は喜ぶのであるが此の善良なる米を製作するに付て労力を費した所の小作人は何等の分配に與つて居ない。茲に於て米検施行の場合には小作人を目的とする土地賃貸借の條件に關して彼此爭議を起す事往々あるのである。是れ社會政策上見遁し得ぬ大問題である此事は更に農業保護の上より觀るも地主のみに利益を與へて小作人を苦しめてやがて地主其ものも困る様になる。反之小作人を保護して置けば自然と地主も利益を得る様になるのである。それから又收穫後の減損防止と云ふ點よりするも小作人を保護して良米を作らせ、精製に注意させ表裝に留意さしたならば非常に効果ある事である。して觀れば小作人保護の必要は社會政策上よりするも、農業保護上よりするも、更

に又減損防止の上から觀るも云ふ迄もない事と思ふ。況んや近時各種工業勃興の結果小作及其子弟は相次いで轉業する者多くなり食糧問題の解決上農業勞力に不足を生ずる事なきやの懸念もある時なる故此際小作人保護政策の樹立は最も必要であると確信して居る。

衆議院に於ける農業政策に關する建議書

三月二十一日赤間嘉之吉氏は左の如き建議案を衆議院に提出した。

政府は各種の農業政策を立てゝ實行しつゝありと雖も未だ充分ならざるものあり。或は更に計劃すべきものあり、故に左の政策を立てゝ之を實行せんことを望む。

- 一、農業勞働者増加の方法を講すること。
- 二、農具改良の方法を講すること。
- 三、農業上の發明者及篤志者を推奨すること。
- 四、肥料の廉價購入の方法を講すること。
- 五、牛馬耕を獎勵し農業用牛馬廉價購入の方法を講すること。
- 六、耕地の排水的整理を更に大に獎勵すること。

右の如き建議に關する赤間氏の説明によれば第一の農業勞働者増加の手段としては支那苦力を日本に導き入れ、日本の鑛山又は工業會社に支那苦力を使用せし

めて間接に農業勞働の轉業を防ぎ以て、農村の繁榮を期せんとする案である。

福岡縣と農業勞力問題

福岡縣は地主對小作人の紛擾の多い順位に於いても五指の中に數えられてゐる。其原因は工業發達鑛山業の隆盛の結果多數の農民が工場や鑛山に吸收されて行く事も可成り重大なる原因である。勿論權利思想の發達貧富の差或は物價昂騰に依る生活難海外移住等數多の事情も在るのは云ふ迄もない。試みに農業戸數及び農業人口に對する同縣統計を示せば、

▲農業戸數

	自作	小作	自作兼小作	計
大正元年	四、七百戸	零、七百戸	零、九一	一九、四九戸
大正二年	四、七百	零、三三	零、八二	一九、六八戸
大正三年	四、六六	零、八六	零、九六	一九、六六戸
大正四年	四、六六	零、七三	零、八六	一九、二三戸
大正五年	四、三三	零、七三	零、七三	一九、七九戸
大正六年	四、三三	零、七三	零、七三	一九、二七戸

	自作(男女)	小作(男女)	自作兼小作(男女)	計
大正二年	三〇、三七	二九、三三	二二、四一	八二、一〇
大正三年	三五、九七	二三、二一	二三、二〇	八三、五八

更に、若松、八幡の二市に接し黒崎、戸畠、折尾、芦屋等の工業地を有する遠賀郡の如きは、明治四十四年末八千六百二十四町歩、六千三百八十三戸なりしもの。大正七年に於いては田畠耕地反別七千七百七十一町歩にて農業戸數四千七百八〇戸、農業人口二萬六千百九十三人七年前に一戸平均耕作反別一三五町なりしに大正七年には約四反歩を増加するの必要がある。農業日の概算にて約三千人の農業勞力不足だと云ふ。農業日雇の賃銀は次の如くである。

	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
自作反別	二六、二六	二四、五七	二〇、〇三	二五、五七	二六、〇七	二六、九二
小作反別	一九〇・ニ	一九〇・三	一九〇・七	一九〇・七	一九〇・七	一九〇・七
計	二六、二六	二四、五七	二〇、〇三	二五、五七	二六、〇七	二六、九二

大正二年	男 女	四五六 四〇一	三七二 二六二
大正四年	男 女	五一八 三八五	三四七 二四七
大正六年	男 女	六四九 四七〇	四五七 三三一

因に同郡にては大正八年中の普通日雇賃銀は男一圓五十錢女一圓十錢、年雇男二百五十圓、女百八十圓で明治四十四年には日雇男四十四錢、女三十二錢、年雇男七十圓三十三錢、女四十五圓四十一錢であつた。更に同縣農業専業者と兼業者の中には可効人口が坑山に入り、飲食店を營むものも可なり多い。今耕作反別に依つて農業戸數を合で兼業者中には可効人口が坑山に入り、飲食店を營むものも可なり多い。今耕作反別に依つて農業戸數を分類すると次の如くである。

	大正元年	大正三年	大正五年	大正六年
五反未滿	五反未滿	五反未滿	五反未滿	五反未滿
五反以上	五反以上	五反以上	五反以上	五反以上
一町以上	一町以上	一町以上	一町以上	一町以上
二町以上	二町以上	二町以上	二町以上	二町以上
三町以上	三町以上	三町以上	三町以上	三町以上
五町以上	五町以上	五町以上	五町以上	五町以上

即ち五段未満は約三割四分見當、一町未満は三割五分見當である。同縣下柏屋郡山田村にては本年七月多

作の農業者（耕作反別）程納稅等級を下げて少作のもの程等級を上げる事とし縣當局の承認を経たと云ふ。元來同地方一帶は炭礦事業勃興の爲に坑夫として夫婦で働けば一日優に五圓位の收入があり、加之米は一升二十錢乃至三十錢位で供給されるので比較的利得の薄い農作に從事する者は漸次無くなり蔬菜の如きも福岡市より買入れる有様である。従つて多作の農民程利得の少い事となるので村稅負擔を逆にしたものだと云ふ。之れも一種の純農業戸數の減少を防がんとする一策であり、又少作農民即ち兼業の小農の所得が遙に中農等に勝るを語るものである。

今同縣下に於ける農業労力缺乏状態を概観するに本年初め郡部農業人口一萬三千百十人を減じ地主對小作人の抗争は昨年十月以降百五十二件に及んでゐる。今假りに一戸三人の可効者とし其耕作限度を八反歩とするも實際より四〇五四戸一二一六三二人の可効勞力不足と云ふ數字が得られる。此内何等かの方法で約半數を補ふとも福岡縣全體にて約五六萬の農業労力が缺乏してゐるのは信すべきであつて、旅行者も直ちに感する彼の淺耕の習慣の如きも已むを得ないのである

實際同縣では農會や町村當局が切りに深耕獎勵を行つてゐるが餘り效績が上らないのも當然であるかも知れない。勞力不足緩和策として他府縣の農民の移入を計ると共に近時朝鮮人勞働者の移入が企てられてゐるが現在鮮人農業勞働者數は約五十名前後に過ぎない。農業人口が非常な勢を以て都會地の商工業に從事するに至る實例は、現に八幡製鐵所の約八割近くは農民であり、又年々鑛山に吸收されて行く農民數約二萬五千宛（他府縣を混ずるもの）約八千に及び新設工場に入った割合は七割五分擴張工場の分は三割九分に達してゐる更に商業に入り行く數を検したならば驚く可きものがあると思はれる故に此傾向は益々顯著となるであらう。

地主對小作人紛爭議決策に 關する内務省の調査

内務省にては二月中各府縣に對し

- 一、地主と小作人の融和協調に關する件、
- 二、地主と小作人の收益分配に關する件、
- 三、凶年に於ける地主の措置に關する件、

四、小作人獎勵方法並に施設に關する件、

五、地主と小作人の紛争に關する件、

六、地主組合及小作人組合に關する件、

其他の参考事項に關し調査報告を命じたが其後報告が出揃つたので整理の上、實行獎勵の爲め、各地方長官に通牒を發する事となつた。從來地主對小作人關係に就いては山間僻地に在つては温情主義の下に兩者紛争するとも直ちに解決する例であつたが、交通機關發達せると概算されてゐる。時局前後に工場に入りたる農民數各府縣は最多數で福岡の如きは百五十餘に上り東北地方は概して無問題である。解決の第一歩は先づ地主組合並に小作人組合を設立し互に協調主義の下に握手して行くに在る。農家の大多數たる自作及小作農は何等經濟上好況の餘恩に浴してゐぬのみならず寧ろ困難を感じてゐる。かくては思想上に及ぼす影響が渺くないので内務省は農商務省と協議の上、農業の向上發展及地主對小作人の紛争解決策を頻りに調査研究するのであるといふ。

地方農會の新生面

一月二十日關東、東北、北海道の農會代表技師は會合して農會の新らしき事業につき協議した。其結果、共同販賣、共同購入と云ふ様な農村の經濟的方面、地主對小作人の紛擾解決と云ふ様な農村の社會的方面、農村青年子女の知識開發と云ふ様な農村の教育的方面に活動するの案を立てた。

大阪府下の地主對小作人問題

本年に入りてより宮城縣亘理郡に地主對小作人の騒

擾事件あつて地方人士の注意を喚起したが、大阪府下泉南郡にも亦同様に小作米の押着から兩者の間に一紛擾を起して居る。昨年同郡の收穫米は平年作より一割以上不作、前年度に比して二割強の減收を見た。それ故小作人は年貢米の一割乃至二割の減少を地主に要求したが、地主は之に應じなかつた。そこで更に小作人は折衷案として全收穫の三分の一を地主へ提供し、之れで満足せんことを地主に求めたが、地主は又之を拒絶した。茲に於て小作人中には要求の容れられぬのを見て、結束して地主に對し耕作地の返還をなし、他に轉業し、大阪附近にて勞銀生活に入る者さへ生ずるに

至つた。然し一旦勞働生活に入れば假令後に到り小作物の輕減を見る事あるも殆ど歸郷する者のないかも知れず、さりとて地主が自作せんとせば勞銀高くして到底收支償はず、之を此儘にして自然食料品の收穫を減ずる虞ある故、當局にては食料不足の聲高き折柄一日も等閑視すべからずとして調停に腐心した。

三重縣下に地主婦人懇談會 及小作人旅行團

三重縣下に於ては從來貸借關係に於てのみ結びつけられて居た地主對小作人の關係を更に情義的關係とする目的で六月以来『地主の婦人懇談會』なるものが出來た。同會では先づ小作人の爲に農村女子家政學校なるものを起し、農閑期に農村の子女に農藝化學、植物病蟲驅除法、畜產、家事、果樹栽培、裁縫等の實科を教へ婦人同志が接觸して地主小作人間に温情主義の連鎖を作りたいと云ふ案である。尙同縣農會の發案で縣下の地主團有志が主催者となり小作人の慰安と啓發とを察する事となり、其第一回の催しとして十月一日を以

て約三百名を三團體に分け四國地方へ農業視察に出掛けた事にしたのであつた。

大阪府に於ける農業労働の

調査

六月二日大阪府農會樓上にて農業技術員協調會を開き左記の事項を協議した。

農業労働者調査要目

(一) 農業労働者移動の状況 (二) 勞働賃銀の高低 (三) 耕地荒廢の現状 (四) 小作問題 (小作料の減免、小作料と段當り收量との比較、地主小作間の關係) (五) 農業労働者と米價との關係 (六) 勞働者保護に関する施設 (七) 勞働能率増進に関する施設、

町村農會の事業

(一) 普通農事改良 (イ) 米麥耕作種類の改良 (ロ) 米麥品質の改良 (ハ) 種苗の改良 (ニ) 土地改良 (ホ) 肥料の改良 (ヘ) 農具改良 (ト) 病害蟲の驅除豫防

(二) 副業の獎勵 (イ) 畜産業 (ロ) 園藝業 (ハ) 林業 (ニ) 水産業

(三) 農村の振興 (イ) 智識の啓發 (ロ) 道徳の普及 (ハ)

金融機關の完備 (ニ) 娛樂的設備 (ホ) 地主と小作人との融和

(四) 調査事項 (イ) 統計調査 (ロ) 村是調査 (ハ) 農家經濟調査

(五) 改良事績調査

小作農問題に關する副島農政課長の意見

六月十七日、報知新聞に農商務省副島農政課長は小作農問題に關して左の如き意見を述べて居る。

都會の労働者は歐米の新思想に感染して、自己権利々益を主張するに急にして往往過激に亘るものなしとせざるも、農村に於ける小作者の思想は今日の所至極圓滿にして、地主との關係も概して平穡である。本省の調査によるも地主對小作人の紛擾は近年毫も増加せず寧ろ漸次減少の傾向がある。是從來政府が農會產業組合地主等を獎勵し、此等の團體が或は小作者に低利の資金を供給し、或は講習講話をなし、或は紛擾の調停に努め其他種々の方法を以て小作者の保護獎勵に努めた結果である。今日全國には一萬二千の農會あり、產業組合の數も亦之に匹敵し、目下全國の農村にして此等のない所は無い様である。世には現在の小作料高きに失すと云ふ人ある様であが、自分はそうは考へない。成程今日は米價騰貴して居る故地主の純益は一割以上になつて居る所もあるが、平年には地主の利益は五分に達せぬのが普通である。それ故に現在の所以に小作料を引下ぐれば地主は或は生活を維持し得ないかも知れない。要するに

我國に於ける地主も小作人も半年に於ては収益少なく、極めて低級なる生活をして居るが、これは我國の一戸當り耕地面積狭いからである。併しながら地主對小作人の平和なる關係が何時迄も永續するものと樂觀は出來ない。小作人の生活が困難となれば自然彼等の生活は悪化するに至るべく、殊に出版物を通じて世界的的新思想が農村にも輸入せらるゝ様ならば農村の純朴なる思想風俗も亦變化すると思ふ。それ故本省に於ても今後益々農會産業組合等の指導改善を怠らぬ様留意する方針である。

全國農會協議會

六月二十六日全國農會主任技術者會議が農商務省で開かれ山本農相は左の如き意味の訓示を與へた。

(前略)地主對小作人問題に就ては從來農會が主として生産技術の方面に偏した結果、經濟的、社會的、教育的方面に對しては其活動比較的少かりしも、世連の進歩は此方面に對し農會の活動を要する事切なり。特に食糧問題の如き或は、漸次困難を加へんとする地主小作人の問題の如き或は是が處理上農會の力に俟つもの多し。云々

(イ) 農業經營法の改善(ロ) 土地の負擔の輕減(ハ) 小作者保護に関する法規制定(ニ) 地主の自覺を促す事(ホ) 小作者の啓發薰陶(ヘ) 時代思想の變遷に適當なる指導(ト) 自作農の維持及増加を圖る事 地主小作人間の圓満を期せんには以上の各項を實現するにあらざれば望むべからず。而して之を實現するには國家の施設、社會教育其他各方面、各機關の協力攻究に依らざれば目的を達すること能はざるべきも其中主として農會の擔任すべき事項は左の如し。

(イ) 農業經營法の改善即ち収益益進に關する事項、(ロ) 地主の自覺促進に關する事項、(ハ) 小作者の啓發に關する事項(ニ) 健康なる農業的思想の養成に務め誤れる時代思想の弊害を矯正する事、(ホ) 自作農の自覺勤勉を促して其地位を健全ならしめ且小作者に土地所有の機會を與ふる事、

二、農業労力を調節せしむるには

(イ) 勞力の增加、(ロ) 勞力の分配、(ハ) 勞働能率の増進、を企圖せざるべからず、而して此の目的を達成せんがため農會が取るべき重要な事項を掲ぐれば左の如し。

(イ) 農業能力の過不足を調査し農會に於て其仲介斡旋をなす事、(ロ) 農業上諸般の共同經營を獎勵する事、(ハ) 富力及び労力の利用を一層獎勵する事、(ニ) 改良農具の使用を獎勵する事(ホ) 耕地整理を獎勵する事、(ヘ) 女子農業教育の普及を圖り且つ農業労働を獎勵する事、(ト) 優良なる農業經營者を選定表彰する事、(チ) 適當なる副業を獎勵し餘剩労力の利用を圖る事、(リ) 主業副業の奨励程度を適當に定め、之が實行を獎勵する事、(ヌ) 農業教育の普及を圖り合理的農園の經營を促す事、

一、地主小作人間を圓満ならしむるは要するに兩者の圓満を阻害する諸種の原因を除却するにあり、而して其原因は種々あらんも其主要なるものを舉ぐれば、

(イ) 農業の利益過少なる事、(ロ) 収益法の不合理及小作契約の不備なる事、(ハ) 地主中小作人の人格を尊重せぬもの多數ある事、(ニ) 地主中農事改良、農村開發に冷淡なるもの少からざる事、(ホ) 時代

思想變遷の影響、(ヘ) 小作者の不當なる要求及び不逞の徒の煽動以上の原因を除却すべき重なる對應策は左の如くである。

七月十七日、尾張徳川家では愛知縣愛知郡呼續村稻葉某外十八名の小作人を被告として年貢米六十餘石（價格二千五百圓）の支拂請求の訴訟を名古屋地方裁判所に提起した。其原因は前記十九名の小作人が昨年は不作なりし故、年貢米の歩引を徳川家に要求したが、同家では之を容れなかつた。それ故小作人等は七年度の小作米を納付しなかつたので同家では遂に訴へを起すに到つたのである。

青年社會政策學會の農民研究

八月六日、東京日々新聞によれば、青年社會政策學會では暑中休暇を利用して各地に會員を送りて『米價の騰貴は實際の農民に利益なりや』を主題として左の調査研究を開始することになつた。

一、自作農、自作兼小作農、小作農の生活狀態、二、農民は收穫米を如何に處分するか、（イ）自作農は收穫米全部を賣放つか（ロ）自作兼小作農は地主に對し小作米を納入したる殘額を如何に處分するか（ハ）小作農は如何、三、小作農の割合、四、副食物即ち味噌醤油の類は全部自家生産なるか又他より購入するか、五、農民の衣服は社會一般の生活向上に連れ新調するかどうか、六、肥料は主として如何なるものを用ひるか、天然肥料か金肥か、七、農具の耐久力如何、

岡山縣藤田組開墾地の労働 爭議

八月七日、岡山縣兒島郡興除村字中疇、藤田組開墾地第二區二號の小作人三十餘名が同村駐在所に引致取調べを受けた。其原因は、右二號の開墾地百六十町歩は大曲農場の管轄に屬してゐるが小作米問題で昨年地主たる藤田組の事務所と争起り、容易に解決しなかつた處が小作人側は堅く聯合を申合せてゐたが四十餘人の連盟も何時となく七名の脱退者を出すに至つたので必定事務所側の切崩しだと疑ひ、種々内偵すると事實明かになつたので八月六日夜一同集合したのを機會に十名の者に手厳しく詰問した。其中の一人が之を大袈裟に報告したので取調べられたのであると云ふ。

小作人組合の新傾向

從來温情主義的傾向の強かつた小作人對地主の問題も小作人の智識向上と生活問題の互讐的態度を許さなくなつたのとで從來親睦と農事改良の目的にのみ活動した小作人組合が漸次、對地主利益擁護等の色彩を帶

びて來たのは争はれない。従つて地主の組合も對小作人の傾向を帶びて來た。殊に商工業者の出入の多い地方ではストライキ運動が直接小作人に感染するらしい形勢があつて福岡岐阜兵庫等には地主對小作人の紛争が多い。之に就き内務省では八月下旬迄に各府縣に於ける地主對小作人の關係を調査したが、是が詳細は一千萬人以上の小作人に関する事故の調査は容易でなかつた。然し大體に亘つて凡そその傾向を見るに地各方面に於ては左の如き狀態である。

一、地方地主と小作人との融和協調

東北、關東、關西、九州地方は温情主義

兵庫、福岡、大阪(都會工業地)は争鬭多く交通不便の地方は争鬭少し。

二、地主小作人の収益分配率、地主六、小作人四

三、凶年に於ける地主の處置 納米減免 延納、金納、年賦納、肥料

料資金貸給與、日用品貸給與、勞力

四、小作人の慰勞施設、品評會、模範小作人の表彰、小作人農事視察慰安會、害蟲驅除費補助、講習講演會、產米検査合格獎勵補助、住宅貸給與、肥料代金貸給與優良種子配布、

五、地主村小作人相互の團體、小作人に對抗すべき地主組合無し地主に對抗すべき小作人組合は有り

左記には地主會、小作人會あれど對抗性なし(神奈川、北海道、兵庫、長崎、千葉、愛知、靜岡、山梨、福岡、青森)

六、地主小作人の紛糾
福岡 百五十二件、岐阜 四十四件、兵庫 二十四件、

原因は主として小作料に對する措置問題

栃木縣下都賀郡小作地主の爭議

九月上旬栃木縣下都賀寺尾村地主會は大正九年度から從來の年貢を五割増とし、金納の部分は全部米納に改める旨の通知書を全小作人に配付した。小作人は自衛上小作人會を設け一同協議の上地主會と交渉せんとした。然るに地主側は互に責任を避けて何人も地主會を代表する者がなかつた爲め遂に小作人會は地主會なるものを認めずと宣言し、従つて地主會の名に於て配布せられた通知書には不承諾の旨を告知した。

兵庫縣農村問題懇談會

九月上旬兵庫縣郡町村農會懇談及農政俱樂部懇談會は農村問題につき左の如き協議を遂げた。

一、地主對小作人關係を圓満ならしむる爲農會の執るべき方法如何
二、農業労力を調節する事に關し農會の執るべき方法如何。以上二項は充分意見を交換した上其意見を取纏め、印刷配分の上郡會主催の下に郡又は町村にて協議會を開き各地方に適應せる施設を講ずる事
三、町村農會技術員の養成方法、四、部落農會の衛生普及方法。
(以上四項農會の協議)

一、農用車免稅請(願知事へ請願)二、縣稅納期變更請願(縣上半期

納期を六月とし、下二期納期を十二月とする事に請願する事、其理由、現在の上半期納期は五月は農業資金を要する時期であり、下半期納期十一月は米の収穫完了の時期である故、農民が不利益なる

賣買契約をなすの虞れある故之を變更すと云ふにある）三、所得稅額に關する請願（副業收入を所得稅源とするは副業獎勵に反す改故正する様請願する事）四、開墾助成法の制限を撤廢し、五町歩以内の僅少なる反別迄補助せらるゝ様請願する事、五、農會を改正し、山林業者も會員たる資格を有せしむる様建議する事、六、農道改修補助請願の事、七、町村稅地租附加稅制限改正の件、八、義務教育年限延長の件、九、肥料の廉價需供の件（以上九項農政俱樂部の協議内最後の三項は宿題）

愛知縣の地主と小作人問題

九月三日新愛知所報によれば、當時愛知縣下では地

主が耕牛を買入れる風が盛んになつたと云ふ。之れは其年春、海部郡の一部で地主對小作人問題起り。其結果遂に三十町歩からの小作人一同が土地を地主に返還して、孰れも工業勞働を當にして都會に出てしまつた事件があつた。そこで地主側は土地の處分に困り岐阜縣滋賀縣から苗を取り寄せて植付したが、此後尙多く此様な事があつた場合の用意に人力を補ふ爲、牛馬を使用する目的であつた。即ち地主が自衛策を講ずる爲此様に牛、馬買入れの手段に出たのであつた。

大阪府に於ける都府農村調査會

九月九日大阪府都府農村調査會が開かれた。委員長に内務部長が擧げられ出席委員等は府技師説明の下に農村振興上、時勢の推移に順應すべき適當な施設事項について協議し、其結果左の部門を設ける事となつた

第一部（生産）農村產物の改良増殖法

第二部（土木）交通水利機關の整備用惡水路の改修

第三部（經濟）農業用原料の購入法、生產品の販賣法、金融機關の整備

第四部（勞力）農業勞働者の保護勞力の安排、小農の向上獎勵

第五部（教育）一般農業教育普及方法

北陸地方に於ける農村問題

九月中旬大阪毎日新聞は約十日に亘りて北陸地方の米作狀況を報告して居るが、其内、地主對小作人關係及農業勞力問題等に就いて大約左の如く記載して居る。

地主對小作人關係は北國に於ては微溫的である。小作人中、大部分は眞言教化の宗教的觀念を以て終始し、自から地位を向上して地主となる希望よりも祖先傳來の小作地を耕作して地主を代へざるを誇りとする風がある。而して現今大小農階級貧富の差益々甚だしく小作農の向上不可能となる趨勢にある故、志ある者は鋤鍬を棄てゝ他業に轉じ、縣外出稼人増加すると共に小作兼自作農が次第に減少し、之に反して地主の収益は漸次増加して居る。從つて中小農の生活は

益々困難となり、大地主の米價暴騰の爲に益々巨利を貪つて居る。

何故なれば中小農は新穀出廻期に比較的安價に賣り放ち端境期に至りて消費者階級に移りて米價高に容もべく強制されるからである。

之れ故地主が小作米獎勵法を講じて一石當に二分乃至三分の収益を與ふる位にては小作人の窮状を緩和するに足らない。之を數字に就いて見るに、石川縣の調査によれば大正六年一石の生産費は二十三圓八錢であるが、出廻期の相場は二十二圓五十錢内外であるのに大正七年八九月頃は三十五圓内外となつて居る。是れ中小農階級が到底農業丈で生活の安定を求め得ぬ有力なる理由である。之れ故近來は農家の子弟で他業に轉ずる者多くなり福井縣の羽二重石川縣の陶器富山縣の賣薬、新潟縣の出稼等は次第に多く農村の子弟を吸收して居る。此様な状態である故に近代の民主思想も實生活の慘状と相伴ふて農村に浸入し昨年來小作米輕減運動各地に起り、小作人團結して同一地主に對して不耕同盟を敢てする者など次第に多くなり、農村の危機を想はしむる者が愈々切實になつて來た。

關西農會聯合會と農村問題

十月二十五日關西二府十六縣の農會聯合會が和歌山縣で開かれたが、各府縣提出の協議案を三部に分ち左の如く決議發表した。

第一部委員 香川、廣島、岐阜、滋賀、三重、大阪

(一)自作農獎勵の方策如何

(二)小農向上に關する獎勵策如何

(三)農村の中堅たる自作農漸次減少を見んとするは甚だ憂ふべき現象に屬す、從來此方面に關し調査講究し、又は其の實行に努むるもの渺からざるも更に左記各項に依り小農を保護し自作農の増加

を企圖せざるは刻下の最喫緊の事項なりと信す。

(四)左記諸件を帝國農會より其筋へ建議する事

(二)政府に於て小農保護の目的を以て土地購入基金を設け府縣其他公共團體の施設に對し資金の貸附及び補助を爲す事

(二)府縣其他公共團體に低利資金を以て小農保護に充當するの途を開く事

(五)左記事項は各級農會に於て其實現に努むる事

(イ)土地買收の便宜を圖る事

(ロ)自作農獎勵上生活及產業に必要な物資の購入及び農產物の販賣其他適當なる施設を爲す事

(六)產業組合をして一層小農保護の目的を達するに努めしむる事

第二部委員 德島、岡山、鳥取、兵庫、愛知、三重

(一)農會に於ける女子農業教育機關の適當なる程度組織如何

決議

一、一般農村婦人の農業教育としては短期農事講習會を開會する事
一、高等小學卒業を標準として一箇年乃至二箇年程度の農村婦人に適當なる教育機關を設くる事

一、前項以下の教育程度の者に對しては農業補習學校に於て一層適切なる農業教育を施すべく改善を加ふる事

一、第二項の目的を達する爲、之に適當なる法令制定を其筋に建議する事

第三部委員 愛媛、山口、島根、福岡、京都、和歌山

(二)農業の發達を圖る目的を以て政府に於て農業獎勵基金を設置せらるんことを帝國農會より建議する事

最も喫緊の要事に屬す、加ふるに國民思想の變遷は延いて累々農村社會上の諸般問題に及ぼしつゝあるを以て此際速に生産の増加を圖り、農家經濟を安定農村生活の快適を期する爲必要なる政策を遂行するを要す、故に國家は須らく統一したる政策の下に組織的獎勵を行ふと共に更に地方團體に對して一層有効なる活動を爲

さしめざるべからず、之が爲、政府は特に農業奨励基金一億圓以上を國庫剩餘金の内より支出設置して其利子を以て此の目的を貫徹せしめるゝやう帝國農會より建議すべき事

福岡縣在住の朝鮮人農業勞

働者數

十月の發表に依れば福岡縣下、現在朝鮮人農業勞働者は約五十一名あり、年報酬八十圓乃至二百圓であると云ふ。郡別すれば、筑紫郡十七名、三井郡十三名、宗像郡十名、早良糸島、鞍手各三名、柏屋郡二名である。

地主對小作人問題狀況報告

各地方長官から内務省に向つて報告した地主對小作人問題に關する状況は大體左の如くである(十月廿七日)

- ▲北海道 小作人の移動漸く減じ地主との間親密の度を加へ来る
- ▲東京府 兩者の關係概して圓滿にして事端發生の惧無きが如し
- ▲大阪府 往々小作料の減欲を迫り同盟して小作契約の解除を要求する等漸次險惡の傾向を加へつゝあり
- ▲神奈川 田畠價格の昂騰を名として小作料の増額を計る地主あり
- ▲京都府 兩者の間次第に疎隔を招來せんとす
- ▲調停により事なきを得現今各郡共に圓滿の状態にあり
- ▲兵庫縣 工業都市附近の農村は小作者の不足を招致り相結んで地

主に對せんとし之が紛擾間断なく族生し、事態漸く大ならんとす

▲長崎縣 一部地方を除きては一般に圓滑にして兩者の情義濃厚なり

▲新潟縣 近年都市労働問題の推移と地方經濟界の變動とに伴ひ兩者の間次第に疏隔を來し情味を失はんとするの傾向あり

▲埼玉縣 小作料値上問題惹起せるも兩者互讓の裡に解決を告ぐ

▲群馬縣 一般に融和して紛争を醸したることなし

▲千葉縣 相互融和し概して圓滿なり

▲茨城縣 社會思想の變遷に伴ひ將來兩者調和を失せん兆なきにあらす

▲栃木縣 協調の狀態佳良なり

▲奈良縣 小作料減免に關する係爭事件隨所に發生しつゝあり

▲三重縣 兩者の間極めて圓滿なり

▲愛知縣 近來多少協調を缺き情誼次第に乏からんとす而も縣下一般を通すれば先づ融和の狀態にありと云ふべし

▲靜岡縣 社會思想上の變遷は地主小作人の關係に及ぼし漸時團結して地主に對應せんとし小作同盟の實例漸く著しからんとす

▲山梨縣 兩者能く融和し協調の狀態にあり

▲滋賀縣 近時一部地方に於て思想上其他の影響により叶和の情況次第に險惡ならんとする者なきにあらず

▲岐阜縣 近時商工業の勃興に伴ひ農村勞力自ら之に吸收せらるゝを奇貨とし地主に對し適當の要求をなさんとし兩者の事端漸く激からんとす

▲長野縣 相互の諒解一般に佳良也

▲宮城縣 町村地主會の普及は兩者の融和協調を促進しつゝあり

▲福島縣 相互の融和概して圓滿の状にあり

▲岩手縣 兩者の間頗る圓滿なり

▲青森縣 融和協調の狀態を保持す

▲山形縣 地主に對する情義厚し

▲福井縣 農家の經濟順調にして兩者圓滑の協調を持續す

▲石川縣 兩者の關係一般に良好なり

▲富山縣 概ね協調圓滿にして兩者の係争極めて僅少なりとす

▲鳥取縣 相互相推讓融和協調の實を擧ぐ

▲島根縣 地主小作人平等の地位に立ちて權利義務の關係を合理的に決定せんとする傾向あり

▲岡山縣 兩者積年の美風は次第に頽廢せんとする兆あり

▲廣島縣 親善の昔日の如くならずと雖も概して融和協調の狀態にあり

▲山口縣 工業地に接近する地方に於て協調次第に破壊せられんとする傾向あり

▲和歌山縣 商工業の勃興に伴ひ轉業するものあり、地主の困憊に乗じ小作料の減納を強要するもの漸く多からんとす

▲徳島縣 社會經濟の變遷に伴ひ兩者關係漸く繁瑣を加へんとする傾向あり

▲香川縣 小作料の減額を要求し稍不穩の行動を爲さんとする傾向を招來せり

▲愛媛縣 補償米の數量に關し紛議を釀じたることあるも調停の結果圓滿の解決を告げ平穏に復せり

▲高知縣 小作料減免に關して事端漸く發生せんとする傾向あり

▲福岡縣 工業の勃興と筑豊地方の炭坑の活況により農村労働者之に吸收せられ前年度に比し郡部の人口一萬三千百十人減少し農業勞力の欠乏と物價の騰貴と相俟て兩者疎隔の情漸く昂進し所在兩者坑爭を惹起するに至り昨年十月以降の紛擾件數實に百五十二件に及べり

▲大分縣 最近日田郡、西國東郡、玖珠郡、の一部に於て小作料の減額に關し事端を發生したるも兩者互讓により幸大事なきを得たり、工業地附近は小作農減少の傾向を呈しつゝあり

▲佐賀縣 兩者紛争を生ぜる事なし

▲熊本縣 兩者純然たる雇傭關係の下に於て權利義務の遂行を眼目

とせる經濟的調和に傾きつゝあるも尙之を商工業に於ける資本對勞働關係に比すれば情誼遙に拘すべきものあり

▲宮崎縣 兩者の間極めて圓滿なり

▲鹿兒島縣 地主小作間の情義次第に疎隔せんとする傾向を呈し小農保護の必要一層繁切なるを感するに至れり

▲沖繩縣 未だ紛争を醸せることなし

▲秋田縣 兩者互に親接し温情藹々たるものあり

東北地方に於ける小作農民の聲

十月二十七日東京日日新聞に東北地方の一農生として左の如き寄書があつた。

(◎百姓成金の聲)が高いが餘裕のある生活をしてゐる者は一村に三名乃至七八名です。東北地方は關東以西に比し氣候の關係上、田は二毛作は不可、畠に麥を蒔いて少し春雪が融けるのが遲いと鼠に食はれて了ひます。地味不良の爲め關東のやうに肥料をするとフケて實が入りません。目下に米價と諸物價と見ると田五町以下を持つる者は依然苦しい生活をしてゐます。

(◎米價の上らぬ時の農は麥は無論の事、粟稗芋等を入れ一見灰黒色の飯を貪べ被服は年に一回孫に單衣を買つてやるのが關の山で自分等は古着(一山何圓何十錢の縞やら絞やら分らぬばろ／＼もの)を買つて間に合はせたものです。田三町前後の農家は瓦斯入の着物が二三枚もあれば着物もちの家でした。

(◎七八十の古考の言に封建時代に年貢米何俵納めたといふ田に依つて米價騰貴前の國縣村稅を合計比較して見れば昔よりも大正今日

の方が二割方多く上納してゐるそうです。小作の苦しいわけを察して下さい。

◎成金といはれるものは地主で夫れに二三人を除いた者の今日の食物は米五分、麥三分、粟か稗が二分、魚類は月三回で鱈鰐位で生魚は節句と祭禮だけです。この外に大根を賽の目に切つて米の量の一倍半乃至二倍入れたのを食べます。

◎敷蒲團の代りに筵の上のゴザを掛蒲團の中に麻の糸の垢のやうなものを作りしたものを着ます。寒夜にです。これでも百姓成金の語は小作農にも當はまるものでせうか。

◎細民はこれで我慢するとして労働者様には困ります。日雇を頼むにも『御依頼申上げ』て日に三度肴をつけ夜は餅と酒を出さぬと來るものはありせん。若いものは都會に出るし肴を食べさせても雇はれる人がなくなりました。

◎政府は未開墾地があるなどといふが何の夢です。學理と實際とはキチンくまく參りません。從來の耕地でも役人や學者のいふ通りだと肥料の價格より收穫の方が安くなります。況んや未墾地に於てをやです、たゞ東北としては糸價のよい限り養蠶が望みがあるばかり。

◎私は四十歳に手の届く男です。父は六十になりますが其經驗上から云つても豊年と平年の差は一割二三分の違ひです。私共が自分で作った米を食ふか米を賣つて又高い米を買つて生きねばなりません。修身の本にある二宮金次郎の着てゐるツギハギの着物は羨ましい位上々です。あゝこれでも百姓成金でせうか。

京都府南桑田郡小作人組合

京都府下南桑田郡十八ヶ村の小作人は合同して小作人組合なるものを組織し、十月二十八日同郡龜岡町に於て第一回小作人大會を開き次の如き綱領と宣言とを

發表した。

宣 言

今や物價の騰貴は殆んど底止する所を知らず、下級民の生活状態は又爲に日々に困難に瀕す。されば労働者問題は吾國刻下の大問題として盛んに朝野に論議せらる、實に宜べなりと云ふべし。然れ共現今の所謂労働問題は單に工業労働者の問題に限られ、工業労働者の地位は刻々之が改善を見ると雖も、獨り全國民の半數以上を占むる我等小農階級の福利は一般世間より忘れられんとす。此時に當り下級農民の結束を固め自立自營の組合を組織し、以て地主の横暴に備ふると共に、自らの向上發展の一助たらしめんとするには、蓋し今日農村青年の當然の進路にして、又天與の使命なりと云ふべしれば茲に吾等同志相計り、一大小作人組合を先づ本郡内に組織し、漸次之れが運動を全國に波及せしめ、以つて農民解放の大運動を達成せん事を期す。希くば意を民衆の福利に致すの士は來りて吾等の運動に投ぜん事を。

綱 領

一、吾等は合理法の手段を以て吾等下級農民の解放を期す。

一、吾等は相互の親睦を計り相愛扶助精神貫徹せん事を期す。

奈良縣下の地主對小作人勞

十一月十八日、大阪朝日新聞所報に據れば奈良縣下では今回地主對小作人間の勞資協調を圖り、且つ耕作物の增收を期する目的として兩者の懇談會を開く計畫をしたと云ふ。

愛知縣彌富の小作人問題

十二月初旬、愛知縣彌富町前ヶ須新田の地主對小作人の間に搾米に就いて紛擾起り、其結果小作人は刈入を同盟して中止してしまつた。其後中旬に入りて所轄警察署の注意や干渉に依りて、問題未解決の儘苛入れをする事となつた。

愛知縣地主懇談會

十二月六日、午前十時より愛知縣農會主催縣下に於ける地主懇談會は名古屋市東區高岳院に於て開會された。出席者は縣下の地主を初め山本農林課長、各郡長其他農會關係者等約百五十名で山崎農會幹事は左の如く開會の趣旨を述べ協議事項につき懇談した。

現代は政府に向つて八釜しく云ふ者程顧みられて、黙つて居る者は一向に顧みられない。又今日の如く都市計畫社會政策と云ふ様に政府は色々と施設を爲しつゝあるに獨り農村に於ては何等の社會施設もしやうとしない。之れ畢竟農民が黙つて居るからである。此儘の狀態で移したならば或は農民は日ならずして萎靡衰頹するの時が来るであらう。故に吾々農業者は各自利害問題に關しては何處何處迄正々堂々意見を述べ政府及農業者以外の人迄も動かして農業者を顧もみて貰はねばならぬ。自治體であるからとて自治の力に計り待つて居る譯には行かぬ。政府なり有識者の力を借りて以て農村の社會政策を實施さるべき意見を見出すは今の時代敢て徒勞ではあるま

い。延いては地主對小作人間に於ても憂ふ可き結果を生じはすまいが、斯る趣旨から今回の懇談會を開きたる次第である。

協議事項
一、時勢の推移に伴うて地主は如何なる仕事をして行かねばならぬか、一、農村は如何なる社會政策を執るべきか、一、農村の衛生住宅の改良、一、農村の社會教育機關設置

大阪府川北村中島の小作人

の農業爭議

十二月下旬、大阪府下川北村中島の小作農六百人は地主たる大阪堂島阿部彦太郎氏に對し年貢米減額を懇談して拒絶された爲め結束して最後の交渉を試みんとした。同地方本年度の畑作は八分作全年度の約半額であり、米作は淀川改修以來潮流逆入の爲め、六七等田約十七町歩は本年收穫皆無で、一等田にて一石四斗、二等田にて一石一斗、三等田にて五斗六升、四等田にて四斗八升、五等田にて一斗七升の實收穫にて地主の取り分は一等一石二斗八升五合、二等一石一斗八升五合、三等八斗六升八合、四等五斗九升一合、五等一斗三升である。

農村の青年と其職業

純農村の青年中何程農業に從事するものがあるかと云ふ事は農村問題として甚だ注意すべき事柄である。此事に關して日本全國の調査を手にする事は出來ないが農產地として有名な新潟縣で柏崎を中心とした刈羽郡一郡に就いて同郡長深井氏が其壯丁によつて調査し

た所によると左の如くである。同郡は新潟縣でも柏崎の石油工業地を中心として居る所である故、農村の子弟中商工業に従事する者と農村から都市への距離とが如何なる關係をもつて居るかを觀るにも便利である。

九
司
都
署
司



▲同上

荒高石内二刈中西北比田北中山横武千七中上南高石鶴野上高
鯉濱地郷田羽通中通石角尻條石澤澤石澤町里國石柳黒川田條田
三二九九三三五三三四一元吾元九五七三六云里昌二三三六二
二三元三云云三七二六八三八一四一一一六八二一二四六二
八八三三二三五九六八二六五一一一四七三二一五五八
二二一十三二二二五十四四二一十一二一一二一十三一
西西三五四四西四三五至九六二西七三空里七三元三元
西西三五四四西四三五至九六二西七三空里七三元三元
二六九二三三七三二六三三七二一五五三五五九九三四八九九
七四五〇三〇二六九七七元三一二二二三六三五三四七七九五
四七八二九七二七六八七七四一二三五一二七七七二四三二四
三七〇三二二三五〇四五云云五一一三一九五二三三四七七三
~~~~~

| 肺 | 肺 | 身體     | 合  | 甲 | 計 |
|---|---|--------|----|---|---|
| 計 | 計 | 稍薄弱なる者 | 合  | 種 |   |
| 尖 | 結 | 病      | 未滿 | 尺 |   |
| 炎 | 核 | 其他     | 滿  | 格 | 者 |
|   |   | 計      |    | 者 | 者 |

| 農業者  | 農業者 |
|------|-----|
| 八七一七 | 二五  |

| に同上付 | に同上付 |
|------|------|
| 四九五八 | 五五八  |

| の其  | 他商工 |
|-----|-----|
| 元五四 | 三七九 |

| に同上付 | に同上付 |
|------|------|
| 三三九  | 三三九  |

| 職業別     | 甲種  | 第一乙種 | 第二乙種 | 丙種以下 | 計   |
|---------|-----|------|------|------|-----|
| 農業林業及漁業 | 三七九 | 二七   | 二七   | 二七   | 一〇六 |
| 礦業及工業   | 一四  | 一七   | 一七   | 一七   | 三三  |
| 公務庶業及其他 | 一四  | 一七   | 一七   | 一七   | 三三  |
| 計       | 三七九 | 二七   | 二七   | 二七   | 一〇六 |
| 甲種      | 三七九 | 二七   | 二七   | 二七   | 一〇六 |
| 乙種      | 一三  | 一七   | 一七   | 一七   | 三三  |
| 丙種      | 一三  | 一七   | 一七   | 一七   | 三三  |
| 丁種      | 一三  | 一七   | 一七   | 一七   | 三三  |
| 計       | 三七九 | 二七   | 二七   | 二七   | 一〇六 |

| 甲種  | 乙種 | 乙種 | 丙種 | 丁種 | 計   |
|-----|----|----|----|----|-----|
| 三七九 | 二七 | 二七 | 一七 | 一七 | 一〇六 |
| 一三  | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 三三  |
| 三七九 | 二七 | 二七 | 一七 | 一七 | 三三  |
| 一三  | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 三三  |
| 三七九 | 二七 | 二七 | 一七 | 一七 | 三三  |

▲大正六年度徵兵檢查成績表と職業

## 大阪府下の農業状態

大阪府下に於ける農家の變遷は他府縣に於けるものと反対に大農より中農に、中農より小農へと漸次低下して遂に他業に移り行く趨勢である。今左に農業人口及耕作地の大略を示さん。

### ▲田畠の増減(單位、町、△減)

| 年 次    | 田     | 畠     | 合 計   |
|--------|-------|-------|-------|
| 明治四十一年 | 五三、四六 | 一四、七五 | 六八、二九 |
| 大正七年   | 五三、三三 | 一六、一四 | 五九、八〇 |
| 増 減    | 二〇    | △一、一四 | △一、九七 |

### ▲農家人口表

| 年 次    | 専 業   | 兼 業   | 合 計   |
|--------|-------|-------|-------|
| 明治四十一年 | 三六、八五 | 一九、四六 | 五五、三一 |
| 大正七年   | 三四、六二 | 一八、九七 | 五二、五九 |

### ▲自作小作及自作兼小作農家

| 年 次    | 自 作   | 小 作   | 合 計   |
|--------|-------|-------|-------|
| 明治四十一年 | 二、四二  | 四七、六〇 | 五〇、〇二 |
| 大正七年   | 一九、三〇 | 五七、七三 | 七六、一七 |

### ▲土地所有者數

| 年 次    | 自作兼小作  |
|--------|--------|
| 明治四十一年 | 三七、九七五 |
| 大正七年   | 二六、一七〇 |

| 年 次    | 地主戸數  | 小作戸數  | 合 計   |
|--------|-------|-------|-------|
| 明治四十一年 | 四六、九六 | 四七、八三 | 九三、八三 |
| 大正七年   | 五七、六四 | 五七、三二 | 一一〇六  |

耕作する土地所有者  
四八、六〇三  
五五、八〇

年 次  
同 大 正 元 年  
大 正 七 年

耕作せざる土地所有者  
二四、四九  
一八、四七

耕作せざる土地所有者  
二四、四九  
一八、四七